

令和 7 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 2 号

令和 7 年度射水市一般会計予算

議案第 3 号

令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 6 号

令和 7 年度射水市水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 8 号

令和 7 年度射水市病院事業会計予算

議案第 9 号

令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 10 号

令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号

令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号

令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 13 号

令和 6 年度射水市水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 14 号

令和 6 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 15 号

令和 6 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）

以上 14 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 16 号

射水市行政組織条例の一部改正について

(説 明)

「こども家庭部」の新設に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

こどもまんなか社会の実現に向け、妊産婦、子育て世帯、こどもへの支援をより迅速かつ的確に行うため、「こども家庭部」を新設し、担当部門の明確化及び意思決定の迅速化を図る。また、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」に、少子化対策や子ども・若者育成支援に関する事項を盛り込んだ「射水市こども計画」が令和7年度からスタートすることから、各種施策を着実に推進していくもの。

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 17 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説 明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 育児を行う職員であって時間外勤務免除の対象となるものの範囲を、次のとおり拡大するもの。

（改正前）3歳に満たない子のある職員

（改正後）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- (2) 仕事と介護の両立支援制度等に関する以下の措置を任命権者に義務づけるもの。

ア 介護に直面した旨の申出をした職員に対する仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認

イ 仕事と介護の両立支援制度等に関する職員への早期の情報提供

ウ 仕事と介護の両立支援制度等の申出等を円滑に行うための勤務環境の整備

2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 18 号

射水市職員の給与に関する条例の一部改正について

(説 明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の給与等について所要の改正を行うとともに、等級別基準職務表の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正

ア 給料表等（別表 1 から別表 3 まで並びに附則第 2 条及び第 3 条関係）

人事院勧告等のとおりに改定し、新給料表に切り替えるもの。

イ 昇給制度（第 4 条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員の昇給については、55 歳超の職員の場合と同様とするもの。

ウ 諸手当

(ア) 扶養手当の見直し（第 10 条及び附則第 4 条関係）

令和 8 年度までにおいて、段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 13,000 円に引き上げるもの。

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
扶養親族				
配偶者	行政職給料表 7 級以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	行政職給料表 8 級	3,500 円	廃止	
子		10,000 円	11,500 円	13,000 円

(イ) 単身赴任手当の支給要件の拡大（第 14 条及び附則第 5 条関係）

職員採用時から当該手当の支給を可能とするもの。

(ロ) 管理職特別勤務手当の支給対象の拡大（第 23 条関係）

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大し、午後 10 時からの勤務を対象とするもの。

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員の手当支給の拡大（第 29 条関係）

該当する者に対し、住居手当の支給を可能とするもの。

(2) 等級別基準職務表の改正

医療職給料表（3）（別表 4 第 3 号関係）

副院長、部長を 6 級とするもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 19 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(説 明)

市民病院において、新たな医師の確保に加え、在籍している医師のより一層の技術や能力の向上を図り、更なる経営改善に繋げていくため、特殊勤務手当の支給について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 市民病院に勤務する医師に対して支給する研究手当の支給基準を、「月額 150,000 円以内」から「月額 200,000 円以内」に引き上げるもの。
- (2) 高度な手術の実施に対して、当該手術料の 100 分の 10 を限度に手術手当を支給するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 20 号

射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

(説 明)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例における外国旅行の規定については、法の規定を引用しており、同法の改正により当該引用条項が削除されることに伴い、本条例における当該規定については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準ずることとするもの。
- (2) 本条例における内国旅行の宿泊料における地方区分の定義については、法の規定を引用しており、同法の改正により当該引用条項が削除されることに伴い、本条例における当該定義については、規則で定めることとするもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 2 1 号

射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(説 明)

人事院勧告等の内容に準拠し、企業職員における定年前再任用短時間勤務職員の諸手当の支給に関する事項について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 2 2 号

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

(説 明)

人事院勧告等の内容に準拠し、特定任期付職員等の諸手当について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

特定任期付職員及び特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するもの。

期末手当及び勤勉手当を次の表のとおりとする。

		6 月期		1 2 月期	
改正前	令和 6 年度	期末手当	1. 70 月	期末手当	1. 75 月
改正後	令和 7 年度 以降	期末手当	0. 95 月	期末手当	0. 95 月
		勤勉手当	0. 875 月	勤勉手当	0. 875 月
		合 計	1. 825 月	合 計	1. 825 月

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 23 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

(説 明)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うもの。

1 改正内容及び関係条例

懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、次の条例中改正対象字句（「懲役」又は「禁錮」）を「拘禁刑」に改正するもの。

区分	条例名	所管課
第 1 条関係	射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	企画管理部人事課
第 2 条関係	射水市職員の給与に関する条例	企画管理部人事課
第 3 条関係	射水市消防団条例	消防本部総務課
第 4 条関係	射水市個人情報保護法施行条例	財務管理部総務課

2 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

議案第 24 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例において、用語の定義については、番号利用法の規定を引用しており、同法の改正により引用条項の番号が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務が準法定事務に指定されたため、別表から削除するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 25 号

射水市印鑑条例の一部改正について

(説 明)

個人番号カードの普及に伴い、市役所窓口での印鑑登録証明書交付申請手続きにおいて、個人番号カードを使用できることとするもの。

1 改正内容

- (1) 市役所窓口において印鑑登録証明書の交付を申請する際、申請者が申請書に個人番号カードを添えて申請した場合は、印鑑登録証の提示を省略することができることとするもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正等）。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 2 6 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例で定める地域包括支援センター（以下「センター」という。）における職員配置の規定については、省令の基準によるものであり、省令が次のとおり改められたことに伴い、本条例についても同様に改正するもの。

- (1) センターに置くべき専従かつ常勤の職員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするもの。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の常勤の職員を複数のセンターに配置することにより、当該区域内の複数のセンターがそれぞれ職員配置の基準を満たすこととするもの。
- (3) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 2 7 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例における「地域包括支援センター運営協議会」の定義については、省令の規定を引用しており、省令の改正により当該引用条項の号の細分が繰り上げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 28 号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

地域包括支援センター運営協議会が審議する事項として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置基準に関する事項を追加するもの。

- (1) 常勤換算方法を適用すること。
- (2) 複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者数を合算して算出した数による職員配置を適用すること。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 29 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合において、利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該併設される指定通所介護事業所等に置かないことができるとされている従業者の規定に管理栄養士を追加するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 30 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ。）は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受入に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないこととしているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、一定の要件を満たすと市が認める場合は、連携施設を確保しないことができるとする経過措置の期間を 5 年間延長するもの。
- (2) 保育内容支援について、市長が家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たし、連携協力を行う者を適切に確保できるときは、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができることとするもの。
- (3) 代替保育について、市長が家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとするもの。
- (4) 家庭的保育事業者等が、当該事業所等で調理し搬入する方法により利用乳幼児に対して食事を提供する場合は、栄養士の関与を要件としているところ、栄養士免許を有しない管理栄養士が関与する場合においても当該要件を満たすこととするもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 31 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ。）は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受入に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないこととしていところ、連携施設の確保が著しく困難であって、一定の要件を満たすと市が認める場合は、連携施設を確保しないことができるとする経過措置の期間を 5 年間延長するもの。
- (2) 保育内容支援について、市長が特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たし、連携協力を行う者を適切に確保できるときは、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができることとするもの。
- (3) 代替保育について、市長が特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、必要な措置を講じてもお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとするもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 3 2 号

射水市子ども条例の一部改正について

(説 明)

射水市こども計画（以下「こども計画」という。）の策定に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 令和 7 年度から令和 1 1 年度までを期間とすることこども計画における「こども」の定義については、こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）の規定を引用していること及び本条例においてこども計画の策定について規定することから、所要の改正を行うもの。
- (2) 「射水市子どもに関する施策推進計画」及び「射水市子ども施策推進委員会」が、「こども計画」及び「射水市こども・子育て会議」にそれぞれ含まれることとなるため、当該計画及び組織の名称について改正するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 3 3 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的な支援の充実を図るため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 限度額の増額
助成金の限度額を「1 年度内につき 1 0 万円」から「1 年度内につき 3 0 万円」に改めるもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正等）。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 34 号

道の駅新湊条例の一部改正について

(説 明)

旧射水市新湊農村環境改善センターを道の駅新湊別館として使用するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 道の駅新湊の名称及び位置を改めるもの。

(改正前)

名称	位置
道の駅新湊	射水市鏡宮 2 9 6 番地

(改正後)

名称	位置
道の駅新湊本館	射水市鏡宮 2 9 6 番地
道の駅新湊別館	射水市鏡宮 3 0 1 番地

(2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 35 号

射水市観光交流センター条例の一部改正について

(説 明)

射水市観光交流センターにおけるコミュニケーションスペース及び緑地ブロック部分の使用料を新たに設定するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

使用料を定める別表 1 (1 階部分) を次のように改めるもの。

(改正前)

区分			使用料
1 階	シェアキッチン	1 区画	4,000 円/回
	屋外パーゴラ	1 区画	300 円/1 時間

(改正後)

区分			使用料
1 階	シェアキッチン	1 区画	4,000 円/ 1 回
	<u>コミュニケーションスペース</u>	<u>全面</u>	<u>400 円/1 時間</u>
	屋外パーゴラ	1 区画	300 円/1 時間
	<u>緑地ブロック</u>	<u>1 区画</u>	<u>300 円/1 時間</u>

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 36 号

射水市都市公園条例の一部改正について

(説 明)

射水市本開発地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本開発公園屋内遊具場の位置を「射水市本開発 2048 番地」とするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 37 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について

(説 明)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 空家等の所有者は、当該空家等を適切に管理することに加え、国又は市の施策に協力するよう努めなければならないこととするもの。
- (2) 特定空家等の所有者に対し、必要な限度において、当該空家等に関して報告させることができることとするもの。
- (3) 特定空家等となることを未然に防ぐため、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対し、法の管理指針に即した措置を指導及び勧告できることとするもの。
- (4) 特定空家等の除却等を円滑に行うため、命令等の手続きを省略した代執行を可能とし、当該代執行に要する費用は所有者から徴収することができることとするもの。
- (5) その他規定の整備を行うもの（字句の改正、引用条項の修正等）。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 38 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

(説 明)

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定については、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとされており、政令が次のとおり改められたことに伴い、本条例についても同様に改正を行うもの。

- (1) 布設工事監督者の資格要件のうち実務経験について、水道に関する実務経験に加えて下水道等他の分野に関する実務経験を含むこととするもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正等）。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 39 号

射水市漁業振興基金条例の廃止について

(説 明)

射水市漁業振興基金は、寄附金を財源とし、漁業の振興等の取組に活用してきたが、近年の基金活用状況及び基金額等を勘案して廃止するもの。

施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第40号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

(説明)

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に移行し、感染拡大の防止等の基金設置目的を果たしたことから、廃止するもの。

施行期日

令和7年4月1日

議案第41号

動産の取得について

(説明)

射水市立小中学校児童生徒用学習専用端末の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2の2第2項(別表第4)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納期
射水市立小中学校児童生徒用学習専用端末	7,665台	随意契約(公募型プロポーザル方式)	420,731,850円 (うち消費税等38,248,350円)	富山県富山市総曲輪一丁目5番24号 三谷産業株式会社 情報システム事業部 執行役員事業部長 茂 知一	令和7年 9月30日

議案第 4 2 号

道の駅新湊（本館）大規模改修工事請負契約について

（説 明）

道の駅新湊（本館）大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
建築一式 工事	355,003,000 円 （うち消費税等 32,273,000 円）	随意契約 （公募型プ ロポーザル 方式）	牧田組・北海工業道の駅新湊等 大規模改修工事共同企業体 代表者 射水市庄西町一丁目 18 番 33 号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市足洗新町一丁目 101 番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男	契約締結の日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日

議案第 4 3 号

射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事請負契約について

（説 明）

令和 7 年 1 月 2 9 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
土木一式 工事	220,000,000円 （うち消費税等 20,000,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・射水工業射水市立大門 中学校グラウンド改修（その 3） 工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市二口2487番地1 射水工業株式会社 代表取締役 高橋 達也	契約締結の日 ～ 令和8年3月13日

議案第 4 4 号

指定管理者の指定の期間の変更について

(説 明)

令和 5 年 3 月 1 7 日に議決された池多コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

(変更前) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(変更後) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 変更理由

当施設の大規模改修工事を行うため、指定管理者の指定の期間を令和 7 年 3 月 3 1 日までに変更するもの。

議案第 4 5 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会 射水市庄西町一丁目 1 7 番 4 8 号 会長 釣 雄彦
堀岡コミュニティセンター	堀岡地域振興会 射水市射水町一丁目 1 7 番地 1 会長 岩木 隆弘
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会 射水市海老江 1 0 8 2 番地 会長 米本 進
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会 射水市黒河 3 1 0 6 番地 会長 高田 秋男
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会 射水市太閤山 8 丁目 4 番地 1 会長 森田 正範
大門コミュニティセンター	大門地域振興会 射水市大門 1 6 4 番地 2 会長 角谷 宗一
大島コミュニティセンター	大島地域振興会 射水市小島 7 0 0 番地 1 会長 長井 忍

- 2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、各地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。
過去の実績	庄西地域振興会 庄西コミュニティセンター 平成28年4月1日から令和7年3月31日まで 堀岡地域振興会 堀岡コミュニティセンター 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで 海老江地域振興会 海老江コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和7年3月31日まで 黒河地域振興会 黒河コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和7年3月31日まで 太閤山地域振興会 太閤山コミュニティセンター 平成28年4月1日から令和7年3月31日まで 大門地域振興会 大門コミュニティセンター 令和4年4月1日から平成7年3月31日まで 大島地域振興会 大島コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和3年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

施設の維持管理が主たる業務であることを考慮し、設定した。

5 指定管理の内容

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) コミュニティセンターの使用の承認に関する業務
- (3) コミュニティセンターの利用料金に関する業務

6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）第5条第5号の規定により公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

各地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

議案第46号

指定管理者の指定の期間の変更について

（説明）

令和2年12月24日に議決された道の駅新湊の指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

（変更前）令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（変更後）令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

2 変更理由

道の駅新湊の管理運営に関する基本協定事項の内容を改め、新たに指定管理者の指定を行うため、指定管理者の指定の期間を令和7年3月31日までに変更するもの。

議案第 4 7 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、道の駅新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
道の駅新湊本館及び道の駅新湊別館	株式会社道の駅新湊 射水市鏡宮 2 9 6 番地 代表取締役 三箇 洋

- 2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日まで（1 6 年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社道の駅新湊は平成 9 年に設立され、物産販売、食堂、レストラン事業等を行ってきた団体である。平成 1 8 年から道の駅新湊、平成 1 9 年から新湊農村環境改善センターの指定管理者として、適正な施設管理に努めてきた。
過去の実績	道の駅新湊 平成 1 8 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで 新湊農村環境改善センター 平成 1 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで

- 4 指定の期間の設定理由

「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」及び「射水市道の駅新湊等整備運営事業事業者公募要項」に基づき、事業コンセプトの実現のためには一定の指定期間を担保することが必要と判断したもの。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

射水市道の駅新湊等整備運営事業に係る事業者公募において、株式会社道の駅新湊が本施設の運営事業者に選定されたことによるもの。なお、当該事業者からは、市が事業コンセプトとして掲げた「エリアの魅力向上」、「射水ブランドの推進と地域経済への波及」及び「市内観光の玄関口」の実現に向け、市内の各種団体と連携し、施設内外の回遊性を高め、更なる賑わい創出につなげるという提案がなされており、エリア全体の活性化に寄与するものと判断した。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和7年専決処分第1号

令和6年度射水市一般会計補正予算(第7号)

別途説明につき説明省略